

令和6年7月19日

各所属所管施設 保守点検・修繕等包括的業務委託
長期継続

質問回答書

参加事業者からの質問について回答する。

大阪市都市整備局企画部施設整備課

	質問箇所							質問内容	回答
	要項仕様書様式の別	ページ	項目						
1	要項	4	2	(3)	ア	(7)	C	各区分の直近3年間の緊急対応業務の件数及び詳細内容をご教示ください。	本業務条件での実績がないため提示できません。
2	要項	6	2	(5)				「契約期間中に施設数が増減する場合については、本市からの指示により、施設数に応じて契約変更等により、本体業務契約書の業務委託料を変更する」との記載ありますが、点検等業務に係る業務委託料の考え方と同様に、年度ごとに予算を考えているのでしょうか。年度ごとに予算を考えている場合は、提出する縮減率はR7年度分となり、令和8年度分以降は別途計算される予算に縮減率が適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	一部の所属では、施設数の増減が予定されています。現在記載している施設数は令和7年度開始時に契約予定の施設数となっています。本体業務にかかる業務委託料は、【参考資料3】に記載の通り提案された縮減率を採用し5年間の契約金額となります。施設の増減金額は本資料にて記載の1施設当たりの単価に提案された縮減率を掛けた金額により変更することとなります。
3	要項	6	2	(5)				本体業務に係る事業規模として、区分ごとに費用が記載されていますが、5年間同額になっている理由をご教示ください。	長期継続契約のため5年間同額となっています。施設数の変更は見込んでいません。提案にあたっては、5年間を見通して算定をしてください。
4	要項	6	2	(6)	ア			点検等業務の事業規模として令和7年度と記載がありますが、5年間の契約期間において毎年予算額が見直しされるとの理解でよろしいでしょうか。	点検等業務の業務委託料については、毎年度点検施設や点検項目の変更が予定されているため、【参考資料3】1(2)に記載の通りの計算方法にて毎年度計算し決定していきます。
5	要項	6	2	(6)	ア			縮減率を提案するとき、メーカーによる点検になる場合等で予定価格を超え、マイナスになる業務がありますが、様式12に「0以上の整数」との指定があるので、この場合、縮減率は「0」表記ということでしょうか。	お見込みのとおりです。

	質問箇所							質問内容	回答
	要項仕様書様式の別	ページ	項目						
6	要項	7	2	(6)	ア			監理業務費は、点検等業務の種類のうち、①～⑭までしかふくまれておらず、⑮～㉑は5年間固定の(5)に記載の本体業務「1施設当たりの費用」に含まれている理由をご教示ください。	本体業務として監理業務を実施することを見込んで、⑮～㉑に係る点検等業務の監理業務費は本体業務の業務委託料に含む算定としています。
7	要項	7	2	(6)	イ			修繕等業務の事業規模について、各公募区分の過去実績が記載されていますが、令和5年度分についてご開示お願い致します。	修繕等業務の過去実績は、本業務条件での実績ではありませんが、現在集計している情報はすべて開示しています。各施設の予算等の都合により年度ごとの件数のバラつきがあることや、本業務条件下で行う場合を考量してください。
8	要項	7	2	(6)	イ			修繕等業務の事業規模について、令和7年度以降の件数が大きく増減する事はないとの理解でよろしいでしょうか。増減する場合は理由及び想定件数をご教示ください。	本業務では、本体業務として、施設管理に関するすべての相談を対象に相談等業務を実施していただき、そのうち不具合に関するもので、修繕を実施する判断がなされる場合は、指示業務として修繕を行っていただきます。修繕の判断は、各施設の予算の都合等によりバラつきますので、実績に比して増減する可能性はあります。過去実績は、本業務条件下での実績ではありませんが、実績を参考に想定して下さい。
9	要項	7	2	(6)	イ			修繕等業務の実施にあたり、実施事業者（協力者）へお支払する費用は、施設所管所属から別途発行する業務実施指示書に基づき、別途契約の上、受託者へ支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	要項	7	2	(6)	イ			「協力者（再委託先）に支払う修繕等にかかるコストの10%を上限」という記載ありますが、本業務で行う修繕については発注者の指示に基づき、協力者の選定を行う、大阪市（発注者）の代行業務との理解でよろしいでしょうか。	事業者には、本市から発行される業務実施指示書に基づき、再委託業務として、修繕を実施していただきます。また、修繕等にかかるコストの見積は発注者と受注者それぞれが徴取し、協力者の決定は本市が実施します。

	質問箇所							質問内容	回答
	要項仕様書様式の別	ページ	項目						
11	要項	7	2	(8)				業務実施場所について、貴市の普通財産で現在使用していない事務室等(執務スペース)があれば、有償にて使用させていただくことは可能でしょうか。可能である場合は、住所・面積・賃料などの条件をご教示ください。	貸出不可です。
12	要項	8	2	(10)				「大阪市内に本店を有する事業者」との記載ありますが、大阪市電子調達システム内の入札参加有資格者名簿にて本店所在地が大阪市内となっている企業との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	要項	9	3	(5)	ア	(ア)		再委託できない業務として本体業務が挙げられていますが、本体業務のうち応急措置等については再委託が相当な場面があります。「主たる部分」から応急措置等を除き、再委託可能とできないでしょうか。	業務委託仕様書に本体業務として記載されている応急措置等は再委託を認めません。ただし、復旧作業については、指示業務として再委託可能です。
14	要項	14	6	(4)	ア			参加申請書提出時に応募していた区分から、予算等の関係により一部区分変更(一部区分参加しないも含む)したい場合はどのように手続きを行えばよろしいでしょうか。参加しなくなった区分については辞退届の提出又はご担当者様にご連絡して手続き行えばよろしいでしょうか。辞退届提出の場合は指定の様式等がございますでしょうか。	公募区分の変更は認めていません。辞退については、企画提案書提出期限までに事業公募担当にその旨、メール等にて申し出てください。
15	要項	16	6	(4)	ウ	(イ)	A	「提出書類のうち、事業者実績等調書、配置予定技術者調書及び業務実施価格提案書」とありますが、業務実施価格提案書とは、業務実施に係る経費に関する提案書【様式12】という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

	質問箇所							質問内容	回答
	要項仕様書様式の別	ページ	項目						
16	要項	16	6	(4)	ウ	(イ)	C	「書類 5 部」とありますが、書類 5 部とは A (a) 「6 部のうち 5 部」を指しているのでしょうか。	記載のとおり「6 部のうち 5 部」のことを指しています。
17	要項	16	6	(4)	ウ	(イ)	C	CD-R に記録するデータは、正本のデータでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	要項	16	6	(4)	ウ	※		「提案書等に事業者名が特定できる記載を行わないこと」とありますが、本業務には 4 区分あるため、区分が特定されない業務経験に触れることは「事業者名が特定できる記載」には当たらないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	要項	16	6	(4)	ウ			事業者名等が記載若しくは特定できる場合は、受け付けないと記載がありますが、添付資料（契約書、保険証等に記載している会社名）は黒塗りにする必要はないとの理解でよろしいでしょうか。どこまでを特定できないようにすればよいかご教示ください。	お見込みのとおりです。様式 11-1 から様式 13 までの、提案の文章や体制図には、特定できないようにしてください。
20	募集要項・本編	18	7	(2)				修繕等業務に係る経費に関する提案について、十分な根拠を伴う場合の評価点数は経費率に反比例するという理解で良いか。あるいは十分な根拠があれば経費率は関係なく評価いただけるのか。	評価方法に関する質問は受け付けません。

	質問箇所							質問内容	回答
	要項仕様書様式の別	ページ	項目						
21	様式 9-1							<p>その他項目に「その他の資格」という項目がありますが、どのような資格を記載すればよろしいでしょうか。 「その他の資格」の内容をご教示願います</p>	記載されている資格以外の本業務に関連する資格を記載してください。
22	様式 9-1							<p>建築士、電気主任技術者などは上位資格がありますが、記載する人数は、1カウント（例 一級建築士と二級建築士をもっている場合は1名）との理解でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
23	様式 9-1							<p>有資格者数を記載する項目ありますが、建築・建築設備、電気、機械、消防、その他において評価に優先順位はありますでしょうか。</p>	評価方法に関する質問は受け付けません。
24	様式 9-2							<p>過去5年以内に元請けでの業務実績と記載があり、企画提案書提出日時点で完了している業務と記載がありますが、契約書に記載されている契約期間が終了している必要があるのでしょうか。5年契約で1年間契約満了などは、評価の対象にならないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>契約期間が複数年に及ぶ実績の場合、現在履行中であっても、年度ごとの年間業務実績報告書等の書面で確認できる場合は、その契約を実績と認めます。</p>
25	様式 9-2							<p>「企画提案書提出日時点で完了している業務を対象」との記載ですが、長期継続契約の場合、1年間以上業務を実施した業務が対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	質問・回答 24 を参照してください。

	質問箇所							質問内容	回答
	要項仕様書様式の別	ページ	項目						
26	様式 9-2							市設建築物整備保全（保守点検等包括管理）業務委託契約は現在も進行中の契約となり、この契約は企画提案書提出日時点で完了している業務にはならないとの理解でよろしいでしょうか。	質問・回答 24 を参照してください。
27	様式 9-2							記載する業務実績を指定フォーマットの数より増やす事は可能でしょうか。	業務実績については、「様式 9-2」裏面記載のとおり 2 ページまで可能です。
28	様式 9-2							業務実績はフォーマット記載可能件数 合計 8 件を超える場合は計 2 ページまでの範囲でご提案可能でしょうか。	質問・回答 27 を参照してください。
29	様式 10-1 ～ 5							資格の欄の「なし」とは、上に記載の資格がない、という意味で、その他の保有資格があっても記載しないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
30	様式 10-1 ～ 様式 10-5							各担当者、業務実績、及び業務経験を記載する箇所がありますが、必要に応じて指定フォーマットに追加して記載する事が可能でしょうか。もしくはフォーマットに収まる内容での記載必要でしょうか。	本様式については、変更を認めていません。

	質問箇所							質問内容	回答
	要項仕様書様式の別	ページ	項目						
31	様式 10-1 ～ 様式 10-5							各担当者の業務実績、及び業務経験について、前職での経験も評価対象になるとの理解でよろしいでしょうか。 評価となる場合は、担当者の前職で勤務していた証明と前職先の会社が業務を履行(契約)していた証明(HPの落札情報、書面等)が認められるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	様式 10-2 様式 10-3 様式 10-5							資格欄で一級建築士や二級建築士、建築設計士等の記載しかないが、上記以外の資格を保有している場合、どこに記載すればよろしいでしょうか。記載する事ができない場合は評価には繋がらないとの理解でよろしいでしょうか。	記載している資格がない場合、「なし」としてください。
33	様式 11-1 ほか (募集要項・様式)	31						「貴社名又は貴社が特定される表現は記入しないでください」とあるが、特定とは「1社に断定されること」であって、「ある1社と推察される」、もしくは「ある1社の可能性がある」という状況ではないという理解で良いか。(推察や可能性での失格は避けたいための確認)	お見込みのとおりです。
34	様式 11-1							「違反があった場合は、程度によっては評価の減点の対象となることがあります」と記載ありますが、どの程度の不備であれば何点減点になるかど、具体的な数値をご参考までにご教示ください。	評価方法に関する質問は受け付けない。
35	様式 11-2							図表使用可能と記載ありますが、図表に文字数は制限なしという認識でよろしいでしょうか。	提案は、欄外の※印に注意し、文章で記載してください。文章を補完するための図表等の使用は認めています。

	質問箇所							質問内容	回答
	要項仕様書様式の別	ページ	項目						
36	様式 12							保守点検業務に係る市内業者活用率で、現行貴市や各包括管理事業者で実施している中での市内業者活用率を下回ると減点か失格になるのでしょうか。	評価方法に関する質問は受け付けません。
37	様式 12							今回評価対象とならない業務の縮減率については、0%でも100%でも評価は同じとの理解でよろしいでしょうか。	「様式 12」裏面に記載のとおり表中「◆」のある点検項目は、評価対象外となります。
38	業務委託仕様書	2	6					業務実施体制等について、各エリアの人員体制で「専任」・「選任」との表記があります。下記について、ご教示ください。 ・「専任」は区分ごとで従事し、他の区分との兼任は不可という認識でしょうか（例 区分①と②が同じ担当者など）。 ・「選任」は、他の区分との兼任は不可となり、本業務以外であれば兼任可能という認識でよろしいでしょうか。	「専任」については、お見込みのとおりです。 「選任」については、他区分や他業務との兼任は可能です。
39	業務委託仕様書	2	6					本業務で選任されたものが、修繕等の対応で現地対応をする必要はなく、業務担当者の指揮をとるポジションとなり、業務担当者が実施しても問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
40	業務委託仕様書	3	6	(1)	エ	(ア)		「業務要員については、受注者が直接雇用する常勤の職員」との記載ありますが、常勤とは各社の就業規則等で定めている範囲での認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

	質問箇所							質問内容	回答
	要項仕様書様式の別	ページ	項目						
41	業務委託仕様書	3	6	(1)	エ	(イ)		「業務責任者及び主任担当者については、原則として変更を認めない」との記載ありますが、①受託後の変更できない場合か、②業務開始後の変更できない場合のどちらの認識でしょうか、ご教示ください。	原則として、事業者選定後の変更は、認めません。
42	業務委託仕様書	3	6	(カ)				発注者との連絡調整会議は各所属との契約となる為、都市整備局職員との会議にはないと理解でよろしいでしょうか。また、参加者は業務責任者1名となり、各発注者との調整でよろしいでしょうか	連絡調整会議については、仕様書記載のとおりとし、参加者については、発注者との協議によります。
43	業務委託仕様書	6	8	(1)	ア	(オ)		「発注者からの指示により」との記載ありますが、この発注者というのは各所管局等から指示があり、整備局様を経由せずに、各所管局等が精査・確認するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
44	業務委託仕様書	6	8	(1)	イ	(ア)		施設不具合が発生し、不具合解消にかかる『対応方針案』を報告するにあたって、報告書の様式は自由という理解で良いか。	お見込みのとおりです。
45	業務委託仕様書	7	8	(1)	イ	(ア)		応急措置および修繕にあたり、迅速な対応のためには受注者は負担する消耗品を一定量保有しておく必要がある。しかし、パッキンを筆頭に多種多様な消耗品を保有するのは多大な負担となる。これを踏まえ、施設所管所属が保有する消耗品を支給してもらい修繕作業することは認められるか。	発注者との協議によることとします。

	質問箇所							質問内容	回答
	要項仕様書様式の別	ページ	項目						
46	業務委託仕様書	7	8	(1)	イ	(ア)		<p>業務委託仕様書のうち、下記3箇所より、本業務の修繕は、建設業法上の元請業者として実施するものではないという認識でよいか。</p> <p>P.7 14行目 「修繕での対応ができず、改修工事となる場合は(略)」</p> <p>P.7 34行目 「(略) 本業務で実施する修繕等業務の主な対象は、原状回復的な不具合とし、原則機能向上を伴わないものとする。」</p> <p>P.13 4行目 「作業が完了したときは、受注者による検査を行った後(略)」</p>	お見込みのとおりです。
47	業務委託仕様書	7	8	(1)	イ	(イ)		<p>修繕仕様書作成等業務の経費は、本体業務にその経費を含む理解でよろしいでしょうか。それとも指示業務の「修繕等業務にかかる事業者経費」に含んで考えるものでしょうか。</p>	本体業務に含んでいます。
48	業務委託仕様書	7	8	(1)	イ	(イ)		<p>修繕仕様書作成等業務の経費が本体業務に含まれる場合、令和4年度実績の件数と金額に基づき契約上限価格が算出されたものでしょうか。</p>	<p>修繕仕様書作成業務は本体業務に含まれます。</p> <p>修繕の件数は、老朽化の進行や年度ごとの各施設の予算の都合等によりバラつきますので、実績に比して増減する可能性はあります。</p> <p>企画提案に関わる質問は受け付けません。過去実績は、本業務条件下での実績ではありませんが、実績を参考に件数を想定して提案して下さい。</p>
49	業務委託仕様書	7	8	(1)	イ	(ア)		<p>修繕等業務のスキームについて、各所管局・施設等から修繕ご依頼等いただくときの窓口はある程度決まっている方からいただけるという認識でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
50	業務委託仕様書	7	8	(1)	イ	(ア)		<p>概算金額が5万円以下の場合には受注者が自ら施工することを可とすると記載がありますが、必ず内製化する必要はなく、協力者へ委託する事は可能との理解でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。

	質問箇所							質問内容	回答
	要項仕様書様式の別	ページ	項目						
51	業務委託仕様書	7	8	(1)	イ	(ア)		内製化する場合の見積書について、受注者として見積書を作成し、報告すると考えてよろしいでしょうか。(1件の修繕として作業者の人件費・部材費・管理諸経費などを計上)	お見込みのとおりです。
52	業務委託仕様書	7	8	(1)	イ	(イ)		発注者からの依頼に基づき修繕に係る仕様書を作成とありますが、内製化修繕を除くすべての修繕について、仕様書作成が求められるのでしょうか。	内製化修繕を含め、すべての修繕について仕様書の作成が必要です。
53	業務委託仕様書	7	8	(1)	イ	(イ)		修繕の内容によっては仕様書作成を省略し、効率的に業務を実施する提案は認められますでしょうか。	修繕にかかる仕様書は、発注者の見積徴取にも使用するため省略は不可です。
54	業務委託仕様書	8	8	(1)	イ	(イ)		産業廃棄物処理について、仕様書に反映するということは産業廃棄物の排出者は協力者として産業廃棄物処理に係る費用を含めた見積徴収を行うものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
55	業務委託仕様書	8	8	(1)	ウ	(ア)		すべての緊急対応業務で業務要員の立会いは必要なく、緊急を要する場合等、点検業者のみの対応でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

	質問箇所							質問内容	回答
	要項仕様書様式の別	ページ	項目						
56	業務委託仕様書	9	8	(1)	ウ	(イ)		修繕の応急措置等を行う協力者の選定は受託者にて行うものとし、市内事業者以外でも可能でしょうか。	仕様書に記載の応急措置等の業務の再委託は認めません。ただし復旧作業については、指示業務として再委託は可能です。修繕の協力者は大阪市入札参加有資格者名簿の登録業者から選定すれば、市内事業者以外でも構いません。
57	業務委託仕様書	9	8	(1)	ウ	(イ)		応急措置等について、「発注者との協議に基づき対応する」との記載ありますが、発注者も現地立会いただいたうえでその場で協議し、その後早急に対応するというスキームの認識でよろしいでしょうか。	仕様書記載のとおりです。
58	業務委託仕様書	9	8	(1)	ウ	(イ)		緊急対応について、ご参考までに貴市(都市整備局)で管理を実施していたときの緊急事案発生からの一連フローをご教示ください。	企画提案に関わる質問は受け付けません。
59	業務委託仕様書	10	8	(1)	エ	(イ)		施設カルテの記載要領及び取扱要領は質疑回答時にいただけるのでしょうか。	現在構築中のため、質疑回答時には提供できませんが、令和7年1月に記載要領等を提供する予定としています。
60	業務委託仕様書	10	8	(1)	エ	(ウ)		施設カルテの更新等業務の毎年度実施する点検業務の結果について、年間ですべてまとめて入力する方法か毎日か毎月入力し、情報を蓄積していくイメージでしょうか。尚、本件入力にはどのくらいの作業量(時間)を想定しているのでしょうか。	点検業務の結果を都度入力し、情報を蓄積するイメージです。実施した点検で不具合がある場合の内容および緊急度等を入力していただきます。作業量については、施設により更新内容に差異があるため、一概に数値化はできませんが、令和4年度の入力実績は、全公募対象施設841施設中312施設304カルテ(複合施設の場合、共用部カルテと専有部カルテの2カルテ)において540件となっています。

	質問箇所							質問内容	回答
	要項仕様書様式の別	ページ	項目						
61	業務委託仕様書	10	8	(1)	エ	(エ)		施設カルテの更新等業務の発注者が実施する各種機器更新工事等について、どのくらいの頻度で入力する予定でしょうか。ご参考までにご教示ください。	機器更新工事等完了後に、実施した修繕等改修工事名称、契約金額、発注部署等を都度入力していただく予定です。令和4年度の入力実績は、全公募対象施設 841 施設中 312 施設 394 カルテ（複合施設の場合、共用部カルテと専有部カルテの2カルテ）において 635 件となっています。
62	業務委託仕様書	10	8	(1)	エ	(エ)		作業量が不明確の為、現在大阪市職員にて実施している更新等業務に要している時間/月、もしくは時間/件をご教示ください。	施設により更新内容に差異があるため、一概に数値化はできませんが、質問 60,61 の回答を参考にしてください。
63	業務委託仕様書	10	8	(1)	エ	(エ)		施設カルテについて、システムの納入者・システム名称等ご教示ください。	サイボウズ社（株）の kintone で業務アプリを開発し、関連するプラグイン等を用いて運用する予定です。
64	業務委託仕様書	10	8	(1)	エ			施設カルテ等クラウドサービスを利用したデータ入力にあたっては、社内規程上セキュリティ要件の確認が必要な場合があるが、必要な際には情報開示を求めることは可能か。	情報開示内容によりますが可能です。クラウドサービスはサイボウズ社（株）の kintone を利用します。
65	業務委託仕様書	10	8	(1)	エ	注		令和7年度以降「クラウドサービスを利用して施設カルテの管理を行う」とのことですが、それまでの情報は業務開始日までに入力済と考えてよろしいでしょうか。	令和5年度までの情報は入力済みで、令和6年度分は、本市において随時更新予定です。

	質問箇所							質問内容	回答
	要項仕様書様式の別	ページ	項目						
66	仕様書	11	8	(2)	ウ	(ア)		「発注者から施設等（近隣含む）周知案内等の配布を指示された場合、案文を作成し、発注者の承認後に配布を実施」とありますが、現状において該当する施設や点検があれば、ご教示ください。	契約後に、発注者から指示します。
67	仕様書	11	8	(2)	ウ	(ウ)		「点検報告書を点検項目ごとに、作成した電子データを整理し提出する」とありますが、提出方法に指定はあるでしょうか。あればご教示ください。	点検業務仕様書5ページ「10 点検結果の報告等」によることとします。
68	業務委託仕様書	12	8	(3)	イ	(ア)	※	発注者が徴取した見積における再徴取の依頼は発注者にて行うと考えてよろしいでしょうか。（受注者は受注者が徴取した見積の再聴取を担当）	仕様書記載のとおりです。
69	業務委託仕様書	12	8	(3)	イ	(ア)		受託者が見積取得する修繕の協力者は貴市にて1社、受託者にて1社との理解でよろしいでしょうか。	仕様書記載のとおりです。
70	業務委託仕様書	12	8	(3)	イ	(ア)		協力者の選定方法は記載の通り、徴取した見積金額で一番安価な企業を選定する方法となり、受注者に業者選定の権限はないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

	質問箇所							質問内容	回答
	要項仕様書様式の別	ページ	項目						
71	業務委託仕様書	12	8	(3)	エ			すべての修繕実施時に現地立会いは必要なく、受託者の提案事項との認識でよろしいでしょうか。	協力者の管理ができるのであれば、実施時の立会いは必ずしも必要はありませんが、完了の確認は実施してください。
72	業務委託仕様書	13	8	(3)	エ			本業務は大阪市の代行業務との認識で、受注者は建設業法に基づく元請工事会社の位置づけにはならないとの理解でよろしいでしょうか。	本委託の業務内容は本業務委託仕様書に記載のとおりです。建設業法上の元請業者では無いという認識でよろしいです。
73	業務委託仕様書	13	8	(3)	オ			本業務の修繕は、建設業法上の元請業者として実施するものではないという認識に立ち、産業廃棄物の処理は協力者に適切に処理させるという理解で良いか。	お見込みのとおりです。
74	業務委託仕様書	13	8	(3)	オ			アスベスト事前調査を行う際、その費用は概算金額に含むという理解で良いか。またその金額にもとづいて対応方針案を決定するという事で良いか。	お見込みのとおりです。
75	業務委託仕様書	13	8	(3)	オ			産業廃棄物処理における廃棄物の排出者は協力者と考えてよろしいでしょうか。(受注者の立ち位置は市の修繕事務代行者)	産業廃棄物処理については、お見込みのとおりです。本委託の業務内容は本業務委託仕様書に記載のとおりです。

	質問箇所							質問内容	回答
	要項仕様書様式の別	ページ	項目						
76	業務委託仕様書	15	12					資料は各管轄している所管局・施設より資料を提供いただける認識でよろしいでしょうか。それともある所管局が一括して資料を管理しているのでしょうか。	仕様書記載のとおりです。
77	対象施設、対象業務一覧表（公募区分①）	3						㊸非常通報設備、機械警備設備について、阿武山学園が個別仕様書に記載がございません。業務対象外と考えてよろしいでしょうか。	業務対象です。 点検仕様は、【参考資料4】個別仕様書（公募区分1）280ページに記載されています。
78	対象施設、対象業務一覧表（公募区分①）	4						㊹建築設備・防火設備点検について、中之島小中一貫校が個別仕様書に記載がございません。業務対象外と考えてよろしいでしょうか。	令和7年度点検対象予定ですが、現時点で個別仕様書作成が完了していないため一覧表から削除します。なお、【参考資料5】点検費内訳書（公募区分1）の金額には含まれていません。
79	対象施設、対象業務一覧表（公募区分①）および個別仕様書1-1（公募区分①）	参考資料4 231～						【別添1】対象施設、対象業務一覧表（公募区分①）での特定建築物等定期点検業務（建築設備・防火設備）において中之島小中一貫校が対象施設として記載がありますが、【参考資料4】個別仕様書1-1（公募区分①）には対象施設として記載されておりません。業務対象外と考えてよろしいでしょうか。	質問・回答78を参照してください。
80	対象施設、対象業務一覧表（公募区分①）および個別仕様書1-1（公募区分①）	参考資料4 268～						【別添1】対象施設、対象業務一覧表（公募区分①）には対象施設として記載されておりませんが、【参考資料4】個別仕様書1-1（公募区分①）でのガスヒートポンプエアコン保守点検業務において加美第2保育所、生江保育所、大淀保育所、長吉第一保育所、豊里第1保育所、姫島小学校、田川小学校、東三国小学校、加島小学校、天満夜間中学校が対象施設として記載されています。業務対象と考えてよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・加美第2保育所、生江保育所、大淀保育所、長吉第一保育所、豊里第1保育所、姫島小学校、田川小学校については、6月26日に修正した“対象施設、対象業務一覧表“を掲載しています。 ・東三国小学校、加島小学校については、個別仕様書が正しく、点検対象となります。“対象施設、対象業務一覧表（公募区分①）”を修正しました。 ・天満夜間中学校は、対象施設としては天満中学校に含み、点検対象となります。

	質問箇所							質問内容	回答
	要項仕様書様式の別	ページ	項目						
81	【別添1】対象施設、対象業務一覧表（公募区分②）	1						⑭特定建築物等（建築設備・防火設備）において、福祉局分室に「○」の記載があるが、個別仕様書【区分②】P. 208～217 においては、点検対象施設に含まれていない。これは対象施設に含まない扱いで良いか。	点検対象に含みません。 “対象施設、対象業務一覧表（公募区分②）”を修正しました。
82	【別添1】対象施設、対象業務一覧表（公募区分②）	3						⑮非常通報、機械警備において、明治小学校分校に「○」の記載があるが、個別仕様書【区分②】P. 243～248 においては、点検対象施設に含まれていない。これは対象施設に含まない扱いで良いか。	点検対象に含みません。 “対象施設、対象業務一覧表（公募区分②）”を修正しました。
83	【別添1】対象施設、対象業務一覧表（公募区分②）	4						⑯非常通報、機械警備において、心和中学校（もと日東小学校）に「○」の記載があるが、個別仕様書【区分②】P. 243～248 においては、点検対象施設に含まれていない。これは対象施設に含まない扱いで良いか。	点検対象に含みません。 “対象施設、対象業務一覧表（公募区分②）”を修正しました。
84	【別添1】対象施設、対象業務一覧表（公募区分③）	1						⑰シャッター設備等において、旭区民センターが空欄となっているが、個別仕様書【区分③】P. 81 においては、点検対象施設となっている。これは対象施設に含む扱いで良いか。	“対象施設、対象業務一覧表”で、危機管理室の旭備蓄倉庫として点検対象となっています。
85	対象施設、対象業務一覧表（公募区分④）	1						西成区保健福祉センター分館が西成区役所および健康局の所属として記載があります。所管業務が異なるためと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

	質問箇所							質問内容	回答
	要項仕様書様式の別	ページ	項目						
86	対象施設、対象業務一覧表（公募区分④）	1						上記の場合、業務を所管する所属からそれぞれの業務についての相談があるものと考えてよろしいでしょうか。また、所属の区分が異なる場合も同様でしょうか。	お見込みのとおりです。
87	対象施設、対象業務一覧表（公募区分④）	1・2						区分④12 給水ポンプについて、安土町複合施設（保健所）西北環境事業センター、西南環境事業センター、西部環境事業センター、南部環境事業センター、中部環境事業センター、中部環境事業センター出張所、東部環境事業センター、城北環境事業センター、東北環境事業センター、東南環境事業センターが個別仕様書に記載がございません。業務対象外と考えてよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・安土町複合施設は点検対象です。 ・“個別仕様書 4-2（公募区分④）”を修正しました。 ・各環境事業センターについては、空調設備点検の中に給水ポンプの点検を含めています。 ・“対象施設、対象業務一覧表（公募区分④）”を修正しました。
88	対象施設、対象業務一覧表（公募区分④）	3						③非常通報設備、機械警備設備について、高松小学校・常盤小学校・常盤小学校分校・住吉小学校が個別仕様書に記載がございません。業務対象外と考えてよろしいでしょうか。	【参考資料 4】個別仕様書（公募区分 4）No. 2 の 133 ページに掲載されています。
89	対象施設、対象業務一覧表（公募区分④）	2						環境局所属の西北環境事業センターからエコホール江口まで 11 施設に対し、⑬特定建築物等（建築物）の実施対象の「○」記載がありませんが、実施対象と考えてよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ご質問の 11 施設は点検対象施設ですが、令和 7 年度実施するもの、令和 8 年度以降に実施するものがあります。 ・“対象施設、対象業務一覧表（公募区分④）”を修正しました。
90	対象施設、対象業務一覧表（公募区分④）および個別仕様書 4-1（公募区分④）	参考資料 4 (4-1) 16 ~						【別添 1】対象施設、対象業務一覧表（公募区分④）での昇降機設備保守点検業務において住吉区民センターが対象施設として記載がありますが、【参考資料 4】個別仕様書 4-1（公募区分④）には対象施設として記載されておりません。業務対象外と考えてよろしいでしょうか。	【参考資料 4】個別仕様書（公募区分 4）No. 1 の 22 ページの住吉区役所の 4 号機・5 号機が住吉区民センターに該当する昇降機になります。

	質問箇所							質問内容	回答
	要項仕様書様式の別	ページ	項目						
91	対象施設、対象業務一覧表（公募区分④）および個別仕様書4-1（公募区分④）	参考資料4（4-1） 45～						<p>【別添1】対象施設、対象業務一覧表（公募区分④）での情報通信設備保守点検業務において動物愛護相談室が対象施設として記載がありますが、【参考資料4】個別仕様書4-1（公募区分④）には対象施設として記載されておりません。 業務対象外と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>業務対象です。 個別仕様書3-1（公募区分③）に掲載していたため、削除し、“個別仕様書4-1（公募区分④）”に掲載しました。</p>
92	対象施設、対象業務一覧表（公募区分④）および個別仕様書4-1（公募区分④）	参考資料4（4-1） 45～						<p>【別添1】対象施設、対象業務一覧表（公募区分④）には対象施設として記載されておりませんが、【参考資料4】個別仕様書4-1（公募区分④）での情報通信設備保守点検業務において動物管理センターが対象施設として記載があります。 業務対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。 “対象施設、対象業務一覧表（公募区分④）”を修正しました。</p>
93	対象施設、対象業務一覧表（公募区分④）および個別仕様書4-1（公募区分④）	参考資料4（4-1） 49～						<p>【別添1】対象施設、対象業務一覧表（公募区分④）での空調設備保守点検業務において中央卸売市場東部市場食品衛生検査所および動物管理センターが対象施設として記載がありますが、【参考資料4】個別仕様書4-1（公募区分④）には対象施設として記載されておりません。 業務対象外と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。（6月26日修正掲載済）</p>
94	対象施設、対象業務一覧表（公募区分④）および個別仕様書4-1（公募区分④）	参考資料4（4-1） 128						<p>【別添1】対象施設、対象業務一覧表（公募区分④）には対象施設として記載されておりませんが、【参考資料4】個別仕様書4-1（公募区分④）での建築物環境衛生業務（空気環境測定等）において平野区北部サービスセンターおよび西成区保健福祉センター分館が対象施設として記載があります。業務対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。 “対象施設、対象業務一覧表（公募区分④）”を修正しました。</p>

	質問箇所							質問内容	回答
	要項仕様書様式の別	ページ	項目						
95	対象施設、対象業務一覧表（公募区分④）および個別仕様書 4-2（公募区分④）	参考資料 4 (4-2) 23						<p>【別添 1】対象施設、対象業務一覧表（公募区分④）での給水・衛生ポンプ等点検業務において安土町複合施設（保健所）、西北環境事業センター、西南環境事業センター、西部環境事業センター、南部環境事業センター、中部環境事業センター、中部環境事業センター出張所、東部環境事業センター、城北環境事業センター、東北環境事業センター、東南環境事業センターが対象施設として記載がありますが、【参考資料 4】個別仕様書 4-1（公募区分④）には対象施設として記載されておりません。 業務対象外と考えてよろしいでしょうか。</p>	質問・回答 87 を参照してください。
96	対象施設、対象業務一覧表（公募区分④）および個別仕様書 4-2（公募区分④）	参考資料 4 (4-2) 127						<p>【別添 1】対象施設、対象業務一覧表（公募区分④）には対象施設として記載されておりませんが、【参考資料 4】個別仕様書 4-2（公募区分④）でのガスヒートポンプエアコン保守点検業務において文の里夜間中学校が対象施設として記載されています。 業務対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	一覧表の施設名称としては、「文の里中学校」となっていますので業務対象となります。
97	対象施設、対象業務一覧表および個別仕様書	-						仕様書【別添 1】対象施設、対象業務一覧表での特定建築物等定期点検業務（建築物）において令和 7 年度実施と記載されている施設と【参考資料 4】個別仕様書（履行期間：令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日）の特定建築物等定期点検業務（建築物）の対象施設が一致しておりません。縮減率は個別仕様書をもとに算出すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

	質問箇所							質問内容	回答
	要項仕様書様式の別	ページ	項目						
98	【別添2】点検業務仕様書	2	II	2				『製造業者系列の点検業者により業務を実施すること』とあるが、これは製造業者と資金的関係または人的関係のある点検業者にて業務を実施しなければならないということか。それとも、資金的関係・人的関係の有無は問わず製造業者が指定する点検業者であれば業務を実施して構わないということか。	製造者が指定する点検業者としてください。
99	点検業務仕様書	2	2					点検業者の指定について、業者指定の業務が記載されていますが、それ以外の業務については現行業者を変更してもよいという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
100	点検業務仕様書	2	2					点検業者の指定業務について、【参考資料⑦】に記載一部点検業者が変更になっている区分・業務があります。現行点検している事業者のご教示お願いいたします。	令和4年度実績に基づき提示しています。
101	点検業務仕様書	5	9	(1)				不具合の解消を保留にした等、貴市の責に帰すべき事情による応急措置等の出動の場合、費用を請求させて頂くことはできるでしょうか。	発注者との協議によることとします。
102	点検業務仕様書	13	III	9	(1)			「手数料については本仕様書に含むものとする」とありますが、区分ごとに現在の支払金額をご教示ください。	本業務委託の実績がないため提示できません。

	質問箇所							質問内容	回答
	要項仕様書様式の別	ページ	項目						
103	点検業務仕様書	34	⑤	4	(4)	イ		送風機のVベルトにおいて、「全て取り替えを行うこと」とありますが、状態が良好な場合、経過観察としてよろしいでしょうか。	仕様書記載のとおりです。ただし、発注者との協議にて必要ないと判断された場合は記載内容の対応でも可としますが、現在公開している予定価格より減額します。
104	点検業務仕様書	34	⑤	4	(4)	イ		対象となる送風機のVベルトの仕様が分かる一覧を区分ごとにご教示ください。	全ての機器詳細を把握していないため提示できません。
105	点検業務仕様書	34	⑤	4	(7)	ウ		「金属部で発錆している場所があれば、タッチアップ塗装を施すこと」とありますが、発錆の進行状態や作業上困難な箇所の場合は、修繕と扱ってよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
106	点検業務仕様書	34	⑤	4	(10)	イ		グランドパッキンの場合、「毎年度取り替えを実施する」とありますが、グランドパッキンの状態が良好であれば、取り替えなく、増し締め等の保守対応の実施でよろしいでしょうか。	仕様書記載のとおりです。ただし、発注者との協議にて必要ないと判断された場合は記載内容の対応でも可としますが、現在公開している予定価格より減額します。
107	点検業務仕様書	43	⑩	3				緊急時の対応について、現在年間何件の対応が発生しているでしょうか。また、駆け付け費用の合計金額をご教示ください。	本業務委託の実績がないため提示できません。

	質問箇所							質問内容	回答
	要項仕様書様式の別	ページ	項目						
108	点検業務仕様書	50	⑫	2	(1)			点検業務仕様書と個別仕様書と個別仕様書添付の区役所の仕様書について、ポンプの点検回数が異なります。どれを正とすべきでしょうか	雨水処理装置については、点検回数が1回/年となります。(個別仕様書を修正します。)
109	点検業務仕様書	65	2	(1)				「受水槽清掃及び高置水槽の点検は、閉庁日に行うこと」と記載ありますが、作業実施月の指定はございますでしょうか。	発注者との協議によることとします。
110	点検業務仕様書	70	2	(2)	ウ			すべて汚泥吸引作業車で吸い取ることとの記載あることから、清掃費用に汚泥処分費用は含むという認識でよろしいでしょうか。	処分については、発注者が別途契約し支払うこととしています。
111	点検業務仕様書	70	⑳	3	(1)			「産業廃棄物として発注者が指定した処分場に搬入すること」とありますが、運搬費用算出及び弊社が搬入可能かどうかの確認のため、指定した処分場とはどこの処分場かご教示ください。また、上記処分にかかる費用は今回の費用に含まれますか。それとも汚泥処分費については直接産廃処分場に支払いをされるのでしょうか？	処分場は、現時点で契約していないため、契約後発注者から提示します。 処分については、発注者が別途契約し支払うこととしています。
112	契約書案							案として下記資料をご配布頂いております。 基本契約書、本体業務契約書、指示業務契約書 受託後協議の上、現状内容から大きく変わらなければ、文言等の追加などのご提案は可能でしょうか。	記載の契約書は確定しているため、変更することはできません。

	質問箇所							質問内容	回答
	要項仕様書様式の別	ページ	項目						
113	個別仕様書 1-1	44						福島区役所のコンパクト空気調和機はVベルトの交換対象機器でしょうか。	対象機器とします。
114	個別仕様書 1-1	177	Ⅱ	1	(1)			建築物環境衛生管理技術者の業務について、本業務に「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の第6条に基づく業務のすべては含まれておりませんが、含まれていない業務については、資料を貴市にてそろえられるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
115	個別仕様書 1-1	177	Ⅱ	1	(2)			建築物環境衛生管理技術者の選任は1名でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
116	個別仕様書 1-1	265						「汚水槽・雑排水槽・湧水槽清掃及び点検業務 個別仕様書」の各施設の設備毎に年間の清掃回数をご教示ください。	仕様書記載のとおり「6月以内ごとに1回以上」とします。
117	【区分①】 可動床式 プール点 検業務							中之島小中一貫校について、現在点検を実施している事業者をご教示ください。	実績として集計していないため提示できません。

	質問箇所							質問内容	回答
	要項仕様書様式の別	ページ	項目						
118	個別仕様書【区分①】							仕様書の対象箇所について、以下点検業者より異なる報告があり、ご確認お願いできないでしょうか。 中央区役所：地下1階駐車場出入口ソリック製 西淀川区役所2階保健福祉センター出入口北陽電機製	“個別仕様書 1-1（公募区分①）”を修正しました。
119	【区分②】非常通報設備 機械警備設備保守点検業務							浪速区役所の点検実施している事業者より、貴市より許可をいただかないと見積提示できないと言われております。点検業者に貴市よりご連絡のうえ見積提示していただきますようご調整いただきたく、お手数おかけしますがお願いいたします。	個別対応は行いません。
120	空調設備保守点検業務個別仕様書							【区分③】建設局 各工営所の年1回実施しているフロン排出抑制法定期点検の直近の報告書をご教示ください。	契約後に発注者から提示します。
121	【区分③】通信設備保守点検業務		5	1				総務事務センターのメーカーが富士通ですが、業者より現在は日本電気と聞いています。正しいメーカー及び最新の仕様書をご教示ください。現行事業者より、貴市より許可をいただかないと見積提示できないと言われております。点検業者に貴市よりご連絡のうえ見積提示していただきますようご調整いただきたく、お手数おかけしますがお願いいたします。	該当部分を削除し、下記内容を修正しました。 “募集要項”、“【別添1】対象施設、対象業務一覧表（公募区分③）”、“個別仕様書 3-1（公募区分③）”、“点検費内訳（公募区分③）”。
122	【区分③】通信設備保守点検業務							あべの市税事務所のメーカーが(株)日立製作所ですが、業者より現在は沖電気工業と聞いています。正しいメーカー及び最新の仕様書をご教示ください。また、現行事業者をご教示ください。現行事業者より、貴市より許可をいただかないと見積提示できないと言われております。点検業者に貴市よりご連絡のうえ見積提示していただきますようご調整いただきたく、お手数おかけしますがお願いいたします。	該当部分を削除し、下記内容を修正しました。 “募集要項”、“【別添1】対象施設、対象業務一覧表（公募区分③）”、“個別仕様書 3-1（公募区分③）”、“点検費内訳（公募区分③）”。

	質問箇所							質問内容	回答
	要項仕様書様式の別	ページ	項目						
123	【区分③】 通信設備 保守点検 業務							船場法人市税事務所の点検事業者で、【参考資料⑦】【北エリア】日本電気製：(株)アストエンジとの記載ありますが、点検を実施していないとのことで、点検を実施している現行事業者をご教示ください。現行事業者より、貴市より許可をいただかないと見積提示できないと言われております。点検事業者に貴市よりご連絡のうえ見積提示していただきますようご調整いただきたく、お手数おかけしますがお願いいたします。	点検業者は、南海電設（株）です。 見積りについては、個別対応は行いません。
124	【区分③】 シャッター 設備等 保守点検 業務 個別 仕様書							鶴見区役所で東洋シャッター製は東洋シャッター(株)で点検実施すると思いますが、トステム(株)製のシャッターは現在どこの点検事業者で実施しているかご教示ください。	点検業者は（株）鈴木シャッターです。
125	【区分③】 貯水槽清 掃及び点 検業務							旭区役所の簡易専用水道検査について、雑用水系の受水槽は対象外という認識でお間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。
126	【区分③】 入退室管 理設備保 守点検業 務							弁天町市税事務所において、メーカーに確認したところ、メーカー点検で実施しておらず、メーカーより点検事業者が不明と回答ありました。現在の点検事業者をご教示ください。	令和5年度に機器更新をしており、令和6年度は点検発注していません。

	質問箇所							質問内容	回答
	要項仕様書様式の別	ページ	項目						
127	個別仕様書 3-2 (公募区分③)	17						生野区役所および城東区役所の雨水処理装置の点検回数が表中では2回と記載されているが、P.19 および P.20 の《基本事項》には「点検回数は1回とする」との記載がある。どの回数正しいのか。	点検回数は1回とします。 “個別仕様書 3-2 (公募区分③)”を修正しました。
128	個別仕様書 3-1 (公募区分③)	30						通信保守点検の総務事務センター分、メーカーが変更になっているようなので最新の設置機器分の仕様書を頂きたい。	質問・回答 121 を参照してください。
129	【区分③】自動扉保守点検業務個別仕様書							仕様書の対象箇所について、以下点検業者より異なる報告があり、ご確認お願いできないでしょうか。 鶴見区役所：1 階西玄関 2 台ナブコドア製のうち、1 台が北陽電機製	質問記載のとおり“個別仕様書 3-2 (公募区分③)”を修正しました。
130	個別仕様書 3-2 (公募区分③)	19						グラウンドパッキン取替時のアスベスト調査要否は発注者の判断となるか。またアスベスト調査を行う場合、その費用は別途請求できるのか。	発注者との協議によることとします。
131	個別仕様書 4-1	60						空調設備保守点検業務において西北環境事業センター、西南環境事業センター、西部環境事業センター、南部環境事業センター、中部環境事業センター、中部環境事業センター出張所、東部環境事業センター、城北環境事業センター、東北環境事業センター、東南環境事業センターに給水ポンプ等が含まれています。空調設備保守点検業務に含むという理解でよろしいでしょうか。	仕様書記載のとおりです。

	質問箇所							質問内容	回答
	要項仕様書様式の別	ページ	項目						
132	個別仕様書 4-2	110						「汚水槽・雑排水槽・湧水槽清掃及び点検業務 個別仕様書」の各施設の設備毎に年間の清掃回数をご教示ください。	仕様書記載のとおり「6月以内ごとに1回以上」とします。
133	個別仕様書 4-2	110						計量検査所の雨水槽及び湧水槽は清掃時に産廃汚泥は発生しているのでしょうか。発生する場合、汚泥引抜は行っておられるのでしょうか。	発注者との協議によることとします。
134	個別仕様書 4-2	111	1	2				排水管等及び雑排水槽等の内部の清掃について、各施設の設備毎に年間の清掃回数をご教示ください。	仕様書記載のとおり「6月以内ごとに1回以上」とします。
135	個別仕様書 4-2	112	5	(2)	(ア)			排水管清掃に関して高圧洗浄車のスペックが指定されていますが、管径φ50 やφ65 等の小口径管は損傷の恐れがあると思われます。施設に応じた高圧洗浄車でよろしいでしょうか。	発注者との協議によることとします。
136	個別仕様書【全区分】							表紙下部に記載の「※2」について、特定建築物等定期点検業務(建築物)については、モデルケースをもとに積算し、縮減率算出するという認識でよろしいでしょうか。それとも【別添 1】で「○」についている対象施設で積算すべきでしょうか。積算する場合は、対象年度 R7 年度分の施設のみでよろしいでしょうか。また、本件積算するにあたり、各施設現地調査することは可能でしょうか。可能である場合、手続き等もご教示ください。	モデルケースを基に積算してください。本市が関与しない現地調査のみ可能とします。

	質問箇所							質問内容	回答
	要項仕様書様式の別	ページ	項目						
137	個別業務の流れ【参考資料 2-3】	5						本体業務と指示業務の区切り線が見積比較→業務実施指示書作成 の間に引かれているが、業務委託仕様書記載の内容と比較すると異なるのではないかと。	指示書発行からが指示業務なので記載のとおりです。
138	【参考資料 1】							次年度概算書算定業務(予算要求用)は現在の都市整備局からのデータ・資料をそのまま施設所管所属が引き継ぐという認識でよろしいでしょうか。	参考として、一般的なスケジュールを示している資料ですので、業務内容は仕様書に記載のとおりです。
139	【参考資料 1】							業務フローの中で、市設備建築物整備保全業務委託の仕様書では毎年 2～3 月頃に実施用の概算見積書等を提出となっておりますが、本公募のフローでは記載がありません。予算要求用提出以後に関しては、実施用の概算見積書等の作成・提出はないという認識でよろしいでしょうか。提出必要であれば詳細なスケジュールを参考までにご教示ください。	参考として、一般的なスケジュールを示している資料ですので、業務内容は仕様書に記載のとおりです。
140	【参考資料 2-3】							修繕等業務(内製化除く)の流れについて、修繕金額の規模に関係なく、すべての修繕で記載の内容に沿った対応が求められますでしょうか。	参考として、一般的な業務の流れを示している資料ですので、業務内容は仕様書に記載のとおりです。

	質問箇所							質問内容	回答
	要項仕様書様式の別	ページ	項目						
141	【参考資料 2-3】							仕様書及び概算見積書の作成を受注者が行うこととなっておりますが、概算見積書の作成について、仕様書には概算金額の報告をすとあります。作成する概算見積書について、様式や作成要領などありましたらお示しください。	参考として、一般的な業務の流れを示している資料ですので、業務内容は仕様書に記載のとおりです。
142	参考資料 2-3							仕様書 8 ページの 8 (1) イ (イ) 修繕仕様書作成等業務において、仕様書の作成により業務を進めることになっておりますが、当該資料においては仕様書及び概算見積書の作成とあります。仕様書に従った業務の進め方でよろしいでしょうか。	参考として、一般的な業務の流れを示している資料ですので、業務内容は仕様書に記載のとおりです。
143	【参考資料 5】							⑩汚水槽・雑排水槽・湧水槽清掃及び点検業務で汚泥処分費用は予算に含まれているでしょうか。	処分については、発注者が別途契約し支払うこととしています。
144	【参考資料 5】 【全区分】 給水・衛生ポンプ等点検業務							各区分の⑩給水・衛生ポンプ等点検業務で現在 1 回/年実施していると聞いていますが、本件公募資料では 2 回/年になっています。各区分の【参考資料 5】の予算は 2 回/年で見込んでいますでしょうか。各点検事業者からの見積から勘案すると 2 回/年分の予算ではないように思われます。ご教示ください。2 回分の予算でなければ、2 回分の予算設定をお願いいたします。	予定価格については、建築保全業務共通仕様書等に記載の点検内容 (2 回/年) として、建築保全業務積算要領 (令和 5 年版) に基づき算出しています。
145	【参考資料 ⑦】 過去実績							各区分で修繕実績合計 (件数・金額) のご教示ありますが、各区分でどのような修繕を実施しているか把握するため、詳細実績 (内容含めて) をご教示ください。	詳細情報は、集計していないため提示できません。

	質問箇所							質問内容	回答
	要項仕様書様式の別	ページ	項目						
146	【参考資料⑦】 過去実績							各区分の非常通報設備、機械警備設備保守点検業務で総合警備保障の実績額の提示ないため、積算するにあたり金額の妥当性を図るため、直近の実績額をご教示ください。	集計していないため、提示できません。
147	参考資料 7 過去実績 (公募区分①)	28						内訳書②非常通報設備、機械警備保守点検業務にこども青少年局・阿武山学園の記載がありますが、区分①個別仕様書には記載がありません。 業務対象外と考えてよろしいでしょうか。	質問・回答 77 を参照してください。
148	参考資料 7							修繕業務の実績は、500 万円未満の修繕実績であり、少額修繕もすべて含んだ実績でしょうか。もしくはある程度の価格帯によるものでしょうか。	修繕業務の実績は、本業務対象施設における 500 万円未満の実績となります。
149	過去実績 【参考資料 7】	1	2					現在、施設所管所属が直接発注している修繕について、その一部は今後も直接発注を継続するのか。また、開示されている修繕件数には、そのような直接発注が見込まれる修繕は含まれていないと考えてよいか。(業務委託仕様書 P. 7 から P. 8 記載の具体的な内容に合致する案件のみが開示対象となっているのか。)	質問・回答 148 を参照してください。
150	過去実績 【参考資料 7】	1	2					修繕の年間合計件数と金額が示されているが、内訳（内容、金額、施工業者）の開示をお願いしたい。	詳細情報は、集計していないため提示できません。

	質問箇所							質問内容	回答
	要項仕様書様式の別	ページ	項目						
151	過去実績【参考資料 7】	1	2					修繕の年間合計件数が開示内容を大きく上回る場合、体制など提案書通りの実施が困難となることが想定される。これに対し、件数が開示内容水準となるような制限は設けられるのか。また制限がない場合は、コストの上昇分に対する協議・補償はあるか。	<p>本業務では、本体業務として、施設管理に関するすべての相談を対象に相談等業務を実施していただき、そのうち不具合に関するもので、修繕を実施する判断がなされる場合は、指示業務として修繕を行っていただきます。修繕の判断は、各施設の予算の都合等によりバラつきますので、実績に比して増減する可能性はあります。</p> <p>過去実績は、本業務条件下での実績ではありませんが、実績を参考に業務量を想定して企画提案して下さい。</p> <p>指示業務として修繕を実施する場合については、受注者が作業管理等に要する経費として、修繕にかかるコストの10%を上限に提案された率を掛けた費用を支払いますので、件数に制限はありません。また、過去実績は件数や金額を保証するものではありません。</p>

以上